

事務連絡

平成11年7月7日

都道府県介護保険担当課 御中

厚生省介護保険制度施行準備室

### 主治医意見書記載に係る対価区分における施設の定義について

主治医意見書記載に係る対価については、本年6月1日付事務連絡により、「在宅/施設」別、「新規/継続」別に設定することとする旨お知らせしたところですが、今般、「施設」の定義について照会がありましたので、その考え方についてお知らせいたします。

この場合の施設とは、介護保険施設のみならず、社会福祉施設及び医療施設であって入院・入所機能を有するものを含むことといたします。

これらの施設の入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師が、その入院・入所者に関する主治医意見書を記載した場合、「施設」に係る額の対価を支払うことといたしますので、よろしくご下知下さい。

従って、これらの施設の入院・入所者であっても、当該施設と関係がない医師が主治医意見書を記載した場合には、「在宅者」に係る額の対価を支払うことになることになります。

### 主治医意見書作成料の対価について

質問:

老人保健施設を退所して間もない申請者に対し、現在の状況を最もよく知っている医師ということでその老人保健施設の医師が意見書を記載した場合、意見書の作成料は施設分を支払うのか在宅分を支払うのか教えてください。また、老人保健施設と同一敷地内にある同法人のケアハウス入所者に対し、老人保健施設の医師が意見書を作成した場合、その医師がケアハウスの協力医、嘱託医、健康管理を行う医師でない場合は在宅分の対価でよいか教えてください。

回答:

複数質問がある場合は、一項目ごと分けて送信してください。①「施設」の定義についてですが、嘱託医の契約の有無に関わらず、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師が、その入院・入所者に関する主治医意見書を記載した場合は、「施設」に係る額の対価を支払うことになります。従って、入所中の情報を記載した場合の主治医意見書の対価は「施設」となります。②ケアハウスには健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師は、位置づけられておりませんので、入所者に対する意見書作成に係る対価区分は「在宅」となります。

### 主治医意見書作成料の対価について

質問:

一部の希望者のみ健康管理を行っているケアハウスで担当の医師が扱った意見書は、同じ医師の扱いでも希望入居者か否かによって「施設」と「在宅」に区別して処理すべきか？

回答:

ケアハウスには、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師は、位置づけられておりませんので、上記の場合は全て「在宅」となります。